

農作物共済（麦）における農家単位引受方式の単位当たり共済金額の 算定要領について

平成18年9月29日
18経営第3593号
農林水産省経営局長
知 事 宛

改正 平成23年12月26日23経営第2313号、平成25年5月16日25経営第416号、平成25年11月6日25経営第2366号、平成26年4月1日25経営第3901号、平成27年4月14日27経営第60号

平成19年産の麦から品目横断的経営安定対策が実施されることに伴い、「農作物共済（麦）における農家単位引受方式の単位当たり共済金額の算定要領」を別添のとおり定めたので、御了知の上、貴管内農業共済組合等への周知及び指導をよろしくお願いする。

【別添】

農作物共済（麦）における農家単位引受方式の 単位当たり共済金額の算定要領

1 目的

この要領は、経営所得安定対策の実施に伴い、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第1の1の（2）の畑作物の直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付を申請する者であって当該交付金の交付を受ける者（共済事故によって生じた損害その他の組合員等（農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができない者を含む。以下「交付農業者」という。）と交付農業者以外の農業者とでは麦に係る単位当たり共済金額が異なること、また、ビール用麦及び種子用麦は交付金の交付対象となる生産量に含まれないため、これらの麦に係る単位当たり共済金額がこれら以外の麦に係る単位当たり共済金額と異なることから、麦の農家単位引受方式における組合員等ごとの単位当たり共済金額の算定を適正に行うことを目的として、その具体的な

算定方法を定めるものである。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 農家単位引受方式 法第106条第1項第2号及び第3号の規定による引受方式で、共済目的が麦のものをいう。
- ② パン・中華麵用麦 麦に係る共済目的の種類等（法第106条第1項第1号の農作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）のうち1類及び6類に区分される小麦で、パン又は中華麵の用に供することを目的とするものをいう。
- ③ ビール用麦 麦に係る共済目的の種類等のうち2類及び7類に区分される二条大麦で、ビールの用に供することを目的とするものをいう。
- ④ 種子用麦 麦に係る共済目的の種類等のうち1類から4類まで、6類及び7類に区分される麦で、種子の用に供することを目的とするものをいう。
- ⑤ 一般の麦 パン・中華麵用麦、ビール用麦及び種子用麦以外の麦をいう。

3 農家単位引受方式における単位当たり共済金額

農家単位引受方式における単位当たり共済金額は、麦に係る共済目的の種類等ごとに、次の算式により算出する。

$$\frac{(q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2 + q_3 \times p_3)}{q_1 + q_2 + q_3}$$

q₁は、一般の麦の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量（法第109条第4項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。）の合計

p₁は、組合員等が交付農業者であるか否かの区別に応じて適用される一般の麦に係る単位当たり共済金額

q₂は、パン・中華麵用麦又はビール用麦の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計

p₂は、組合員等が交付農業者であるか否かの区別に応じて適用されるパン・中華麵用麦に係る単位当たり共済金額又は組合員等に適用されるビール用麦に係る単位当たり共済金額

q₃は、種子用麦の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計

p₃は、組合員等に適用される種子麦に係る単位当たり共済金額

4 共済細目書

組合等（法第12条第3項に規定する組合等をいう。以下同じ。）は、当該組合等の組合員等で

ビール用麦又は種子用麦を耕作するものがある場合には、当該組合員等が当該組合等に麦共済細目書異動申告票（農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省農林経済局長通知。以下「引受要綱」という。）様式第1号その5）又は麦共済細目書（引受要綱様式第1号その6）を提出する際に、パン・中華麵用麦、ビール用麦又は種子用麦の耕作を行う耕地の「品種」欄又は「品種名等」欄に「パン・中華麵用麦」、「ビール用麦」又は「種子用麦」と記載の上提出させるものとする。

単位当たり共済金額の個人選択を導入している組合等にあつては、麦共済細目書異動申告票（引受要綱様式第1号その5）の「選択共済金額」欄又は麦共済細目書（引受要綱様式第1号その6）の「個人選択共済金額」欄を、一般の麦、パン・中華麵用麦、ビール用麦及び種子用麦に区分して設けることとする。

5 引受要綱、損害評価要綱等との関係

一般の麦、パン・中華麵用麦、ビール用麦及び種子用麦の取扱いについては、この要領に定めるもののほか、引受要綱、農作物共済損害評価要綱（昭和47年3月23日付け47農経B第466号農林省農林経済局長通知）、農作物共済損害評価組合等実測調査要領（昭和53年8月7日付け53農経B第2342号農林水産省経済局長通知）、農作物共済損害評価連合会実測調査要領（昭和47年3月23日付け47農経B第467号農林省農林経済局長通知）その他の農作物共済（麦）の業務に関する通知の定めるところによる。